

京 都 大 学 大 学 文 書 館 利 用 等 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第 1 1 本人(法第 1 6 条第 1 項第 2 号イの情報により識別される特定の個人をいう。以下第 1 1 において同じ。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 3 0 条の 4 4 第 1 項の規定による住民基本台帳カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号)第 1 9 条の 3 に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 7 1 号)第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため大学文書館が適当と認める書類</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 1 0 第 3 項の規定により郵送又は送信の方法により利用請求をする場合には、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして大学文書館が適当と認める書類(当該利用請求をする日の 3 0 日以内に作成されたものに限る。)を提出すれば足りるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第 2 1 大学文書館長は、法第 2 1 条に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>(1) <u>異議申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。</u>ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公</p>	<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第 1 1 (同 左)</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号)第 1 9 条の 3 に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 7 1 号)第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第 2 1 大学文書館長は、法第 2 1 条に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)</u></p>

改正前	改正後
<p><u>文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 大学文書館長は、前項の諮問をしたときは、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) <u>異議申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 利用請求者（利用請求者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>異議申立</u>に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 第1 2 第3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>異議申立</u>てを却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>異議申立</u>てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する<u>処分</u>に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 大学文書館長は、公文書管理委員会から第1 項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>速やかに決定</u>を行うものとする。 （後 略）</p>	<p>2 （同 左）</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 利用請求者（利用請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 第1 2 第3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る利用請求に対する処分（<u>利用請求</u>に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の<u>決定</u>を除く。）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 大学文書館長は、公文書管理委員会から第1 項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>遅滞なく裁決</u>を行うものとする。</p> <p>附 則 この要項は、平成2 8 年4 月1 日から実施する。</p>